

平成 27 年

第 1 回臨時会

議案第 9 号

北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 7 月 22 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高橋 定敏

北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 1 条 北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成 19 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 2 号を加える。

(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）

第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（公文書に記録されているものに限る。）をいう。

第 10 条第 1 項中「提供」を「保有個人情報の提供（保有特定個人情報の提供を除く。次項及び第 11 条において同じ。）を」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第 10 条の 2 実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第 11 条中「前条第 2 項」を「第 10 条第 2 項」に改める。

第 2 条 北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「ために保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下次項、第11条及び第23条第1項において同じ。)」を加え、「保有個人情報の提供(保有特定個人情報の提供を除く。次項及び第11条において同じ。)」を「提供」に改める。

第10条の2を第10条の3とし、第10条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第10条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第12条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報の開示の請求にあつては、本人の委任による代理人を含む。次条第2項及び第14条第2号において単に「代理人」という。)」を加える。

第13条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第23条中「前条本文」を「前条第1項本文」に改める。

第24条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報の訂正の請求にあつては、本人の委任による代理人を含む。次条第2項において単に「代理人」という。)」を加える。

第25条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第31条第1項第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去

ア 第5条の規定に違反して収集されたものであるとき。

イ 第10条又は第10条の2の規定に違反して利用されているとき。

ウ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されていると

き。

エ 番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

第 31 条第 1 項第 3 号中「第 10 条」の次に「又は第 10 条の 3」を加え、同条第 2 項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報の利用停止の請求にあっては、本人の委任による代理人を含む。次条第 2 項において単に「代理人」という。)」を加える。

第 32 条第 2 項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第 3 条 北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(6) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第 10 条の 2 第 2 項中「ために保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第 30 条中「提供先」の次に「(情報提供等記録の訂正を実施した場合にあっては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

第 31 条第 1 項中「とする保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)」を加え、同条第 2 項中「法定代理人(」の次に「情報提供等記録を除く」を加える。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第 1 条の規定 平成 27 年 10 月 5 日

(3) 第 2 条の規定 平成 28 年 1 月 1 日

(4) 第 3 条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる
規定の施行の日

2 実施機関は、前項各号に掲げる規定の施行の日前においても、この条例
の実施のために必要な準備行為をすることができる。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の
制定に伴い、本広域連合が保有する特定個人情報について適正な取扱いを確保
するとともに、当該特定個人情報の開示等を実施するために必要な措置を講ず
るためであります。

平成27年

第1回臨時会

議案第10号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、北海道後期高齢者医療広域連合規約第18条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成27年7月22日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高橋 定 敏

記

米田 登美子

平成27年

第1回臨時会

選挙第1号

議長選挙

北海道後期高齢者医療広域連合規約第10条第1項の規定に基づき、本広域連合
議会議長の選挙を執行する。

平成27年7月22日

北海道後期高齢者医療広域連合議会臨時議長

平成 27 年

第 1 回臨時会

選挙第 2 号

副議長の選挙

北海道後期高齢者医療広域連合規約第 10 条第 1 項の規定に基づき、本広域連合
議会副議長の選挙を執行する。

平成 27 年 7 月 22 日

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 鈴木 健 雄

平成 27 年

第 1 回臨時会

選挙第 3 号

選挙管理委員の選挙

北海道後期高齢者医療広域連合規約第 17 条第 3 項の規定に基づき、本広域連合選挙管理委員の選挙を執行する。

平成 27 年 7 月 22 日

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 鈴木 健 雄

平成 27 年

第 1 回臨時会

選挙第 4 号

選挙管理委員補充員の選挙

地方自治法 292 条において準用する同法第 182 条第 2 項の規定に基づき、本
広域連合選挙管理委員補充員の選挙を執行する。

平成 27 年 7 月 22 日

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 鈴木 健 雄

仮議席の指定について

議事の進行のため、議席の指定までの間、議員の仮議席を次のとおり指定する。

平成27年7月22日

北海道後期高齢者医療広域連合議会臨時議長

議長席

8	7	6	5	4	3	2	1
16	15	14	13	12	11	10	9
24	23	22	21	20	19	18	17
32	31	30	29	28	27	26	25

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	加藤 剛士	12	工藤 昇	23	松井 宏志
2	米沢 則寿	13	村上 均	24	前田 篤秀
3	伊藤 浩一	14	山田 靖廣	25	岩倉 博文
4	山下 英二	15	中村 忠勝	26	三好 昇
5	田島 央一	16	岩井 英明	27	瀧 孝
6	米田 登美子	17	高谷 寿峰	28	若狭 靖
7	立野 広志	18	善岡 雅文	29	鈴木 健雄
8	石塚 隆	19	安久津 勝彦	30	宮沢 祐一郎
9	秋元 克広	20	神薮 武	31	西畑 広男
10	山下 貴史	21	林 謙治	32	(空席)
11	堀 雅志	22	佐藤 仁		

議席の指定について

北海道後期高齢者医療広域連合議会会議規則第4条第1項の規定により、議員の議席を次のとおり指定する。

平成27年7月22日

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 鈴木 健 雄

議長席

8	7	6	5	4	3	2	1
16	15	14	13	12	11	10	9
24	23	22	21	20	19	18	17
32	31	30	29	28	27	26	25

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	加藤 剛士	12	工藤 昇	23	松井 宏志
2	米沢 則寿	13	村上 均	24	前田 篤秀
3	伊藤 浩一	14	山田 靖廣	25	岩倉 博文
4	山下 英二	15	中村 忠勝	26	三好 昇
5	田島 央一	16	岩井 英明	27	瀧 孝
6	米田 登美子	17	高谷 寿峰	28	若狹 靖
7	立野 広志	18	善岡 雅文	29	鈴木 健雄
8	石塚 隆	19	安久津 勝彦	30	宮沢 祐一郎
9	秋元 克広	20	神薮 武	31	西畑 広男
10	山下 貴史	21	林 謙治	32	(空席)
11	堀 雅志	22	佐藤 仁		

会期の決定について

平成27年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会臨時会の会期を次のとおり決定する。

平成27年7月22日の1日間とする。

平成27年7月22日

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 鈴木 健 雄

議会運営委員の選任

北海道後期高齢者医療広域連合議会委員会条例4条の規定に基づき、議会運営委員を次のとおり選任する。

平成27年7月22日

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 鈴木 健 雄

記

宮 沢 祐一郎	議員
中 村 忠 勝	議員
加 藤 剛 士	議員
米 沢 則 寿	議員
神 薮 武	議員
村 上 均	議員
立 野 広 志	議員